

地域活性化施設の施設整備・管理運営手法について

		町（行政）・民間の役割分担	開業後	メリット・デメリット(町の考え)
公設公営 (従来の公共施設)			町が直営で行う。	× 公平性の担保や町の各施策との連携の面でのメリットはある。しかし、運営に対するノウハウが町にはなく、非効率な経営となることが懸念される(税負担に直に反映)。
公設民営	指定管理者制度		管理運営を民間に委託する。(町から民間へ管理料の支払いが生じる場合がある。)	○ 町が整備したもののうち、民間が採算が取れないと判断したものが切捨てられるリスクはあるものの、民間のノウハウ・努力が運営に反映される。
	DBO方式 (Design Build Operate)			○ 町が求める基本方針(コンセプト)を指定するため、町の意向はあまり反映されないが、民間の創意工夫を活かした効率的な施設作りが可能。
民設民営	PFI 事業 (Private Finance Initiative)	<p>行政の考えは必要最低限とし、民間のアイデアを活かした施設づくりが可能(ヒアリング結果により民間提案型制度の検討)</p>	施設完成後、施設の所有権を民間から町に移譲する。(町から民間へ管理料の支払いが生じる場合がある。)	○ 町が求める基本方針(コンセプト)のみを指定するため、町の意向は反映されにくいだが、民間の創意工夫を活かした効率的な施設作りが可能。町の初期投資を抑えることができるが、民間の参入見込が懸念される。

※表中の は町（行政）、 は民間を示す。